

案件名	登別市幌別児童館太陽光発電設備等導入事業に関する公募型プロポーザル	
番号	質問	回答
1	<p>登別市幌別児童館太陽光発電設備等導入事業 仕様書</p> <p>2 事業内容</p> <p>キ 受注者は、完成した登別市幌別児童館の運転期間内における温室効果ガス排出量削減効果の検証を行い、市に報告する。</p> <p>について具体的にどのような検証と報告書となりますでしょうか？また検証方法や報告書は任意となりますでしょうか？</p>	<p>温室効果ガス排出量削減効果の検証方法や報告書については、任意となりますので、提案をお願いします。</p>
2	<p>登別市幌別児童館太陽光発電設備等導入事業 仕様書</p> <p>コ 事業実施にあたっては、地域脱炭素移行・再エネ推進交付金（重点対策加速化事業）の活用を想定しているため、当該交付金の交付要件を満たすようにすること。</p> <p>とありますが、具体的な要件を提示していただく事は可能でしょうか？</p> <p>環境省HPに掲載されている、地域脱炭素移行・再エネ推進交付金 実施要領（別紙2・重点対策対象事業要件）との認識でよろしいでしょうか？</p>	<p>登別市公共施設太陽光発電設備等導入支援補助金交付要綱を制定しておりますので、別添のとおり提供します。</p>
3	<p>4 設備工事の仕様</p> <p>（7）太陽光発電設備等の設置は、屋根面の防水保証期間仕様に対応する設置方法とすること。</p> <p>と記載がありますが、防水保証期間仕様に対応しているか否かの確認はどのように行えばよろしいでしょうか？</p> <p>建築の際に携わっている設計会社もしくは防水保証期間仕様を策定したメーカーなどの確認先を教えてくださいいただく事は可能でしょうか？</p>	<p>確認先については以下のとおりです。</p> <p>元請け業者：（株）和田工務店 0143-85-9500</p> <p>保証機関：（株）全日本建築板金保証センター 03-3453-7698</p>
4	<p>5 設備工事の条件（配慮事項・安全対策・停電）</p> <p>（9）設置の条件（報告・保安・点検・災害対応等）</p> <p>イ 事業者は、登別市幌別児童館施設管理者と、責任分界点、保全の内容及び費用負担等を協議し、維持管理に努め、適切な保守点検計画を提出すること。さらに、発電設備が故障した場合は、直ちに登別市幌別児童館施設管理者に連絡の上、受注者の責任と負担において修理を行うこと。なお、点検内容及び周期の設定は市と協議することとし、点検結果については、市に書面で報告すること。</p> <p>と記載で『保全の内容及び費用負担等を協議し、維持管理に努め、適切な保守点検計画を提出すること』はどの時点で協議を行うのでしょうか？</p> <p>定期的な維持管理が10kW未満の設備について基本的不要と認識していますが、自然災害や機器の不具合について遠隔で確認するための設備との通信手段については事業者または登別市のどちらが負担者になるかなどの確認と協議が必要かと思われます。</p>	<p>協議のタイミングについては、プロポーザル審査後の事業者選定後に協議を想定しております。</p> <p>定期的な維持管理については、環境省の「地域脱炭素移行・再エネ推進交付金 実施要領（別紙2・重点対策対象事業要件）」交付要件に「（g）設備の設置後、適切な保守点検及び維持管理を実施すること。」の記載があることから必要と認識しておりますが、具体的な内容については協議により定めることを想定しております。</p> <p>太陽光発電設備について、リース方式による導入となることから、遠隔で確認するための設備との通信手段は事業者の負担を想定しております。</p>
5	<p>現場調査を行った際の質問事項</p> <p>・各太陽光発電設備の設置にあたって図面の共有をお願いします。</p> <p>例：パネル設置範囲（屋根伏せ図、矩計図、平面図、立面図、など）</p> <p>：PCS設置範囲（内装商材図面、構造図（下地の位置確認のため）、立面構造図詳細など）</p>	<p>建築工事図面一式を別添のとおり提供します。</p>
6	<p>現場調査を行った際の質問事項</p> <p>・太陽光発電システムの自立運転の有無が仕様書に記載されていませんでしたが、停電時にも日射が出ているときは活用できるように自立運転有り設計を考慮しておりますが、コンセントを設ける位置の記載等は図面に記載なかったので設ける場所についてはPCS設置位置に隣接した設計で問題ないでしょうか？</p>	<p>コンセントを設ける位置については隣接した設計で問題ありません。</p> <p>詳細な場所については、事業者選定後に協議のうえ決定することとします。</p>
補正	実施要領及び仕様書について次のとおり補正します。	
	修正前	修正後
1	<p>登別市幌別児童館太陽光発電設備等導入事業に関する公募型プロポーザル実施要領</p> <p>15 企画提案書等の提出手続き等 （4）ア e</p> <p>・太陽光発電設備等の設置は、屋根面の防水保証期間仕様に対応する設置方法とすること。</p>	<p>・太陽光発電設備等の設置は、屋根面の防水保証機関仕様に対応する設置方法とすること。</p>
2	<p>登別市幌別児童館太陽光発電設備等導入事業仕様書 4 設備工事の仕様 （7）</p> <p>太陽光発電設備等の設置は、屋根面の防水保証期間仕様に対応する設置方法とすること。</p>	<p>太陽光発電設備等の設置は、屋根面の防水保証機関仕様に対応する設置方法とすること。</p>